

# 28 借換保証

借換保証は、既往の保証付借入金を借り換える保証です。借入金の集約はもちろんのこと、新たな融資の上乗せも可能であり、中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰りをサポートします。

対象となる方	一般保証または経営安定関連保証(セーフティネット保証)にかかる既往借入金の残高がある方																																																																												
資金用途	一般保証または経営安定関連保証(セーフティネット保証)にかかる既往借入金の返済資金 (注)新たな融資を上乗せする場合は、当該返済資金以外の事業資金を含みます。																																																																												
保証限度額	①一般保証による借換の場合 2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) (注)一般の普通保険(2億円(組合4億円))および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。 ②経営安定関連保証(セーフティネット保証)による借換の場合 2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) (注1)別枠の普通保険(2億円(組合4億円))および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします(一般の保険とは別枠となります)。 (注2)既存の経営安定関連保証(セーフティネット保証)および東日本大震災にかかる災害関係保証の残高との合計で2億8,000万円以内とします。																																																																												
保証期間	原則として、10年以内(うち据置期間1年以内)																																																																												
貸付形式	証書貸付																																																																												
返済方法	原則として、均等分割返済																																																																												
貸付利率	金融機関所定利率																																																																												
担保	必要に応じて提供していただきます。																																																																												
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要																																																																												
保証料率	<p>経営状況に応じて決定(下表参照)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保証料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般保証</td> <td rowspan="2">責任共有保証料率</td> <td>貸借対照表あり</td> <td>1.90%</td> <td>1.75%</td> <td>1.55%</td> <td>1.35%</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表なし</td> <td colspan="9">1.15%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">責任共有外保証料率</td> <td>貸借対照表あり</td> <td>2.20%</td> <td>2.00%</td> <td>1.80%</td> <td>1.60%</td> <td>1.35%</td> <td>1.10%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.50%</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表なし</td> <td colspan="9">1.35%</td> </tr> <tr> <td>経営安定関連保証(セーフティネット保証)</td> <td>責任共有保証料率</td> <td colspan="9">0.80%(有担保割引なし)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>責任共有外保証料率</td> <td colspan="9">0.90%(有担保割引なし)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)会計処理に関する割引および有担保割引(ただし経営安定関連保証等を除く)の適用が可能です。詳細はP2をご参照ください。</p>	保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	一般保証	責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	貸借対照表なし	1.15%									責任共有外保証料率	貸借対照表あり	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%	貸借対照表なし	1.35%									経営安定関連保証(セーフティネット保証)	責任共有保証料率	0.80%(有担保割引なし)										責任共有外保証料率	0.90%(有担保割引なし)								
保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																			
一般保証	責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																																																																		
		貸借対照表なし	1.15%																																																																										
	責任共有外保証料率	貸借対照表あり	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%																																																																		
		貸借対照表なし	1.35%																																																																										
経営安定関連保証(セーフティネット保証)	責任共有保証料率	0.80%(有担保割引なし)																																																																											
	責任共有外保証料率	0.90%(有担保割引なし)																																																																											
保証割合	①一般保証による借換の場合:責任共有制度対象(併用する保証により、責任共有対象外となる場合があります)。 ②経営安定関連保証(セーフティネット保証)による借換の場合:P34参照																																																																												
その他注意事項	①経営安定関連保証(セーフティネット保証)の場合、経営安定関連保証(セーフティネット保証)にかかる市町長の発行する『認定書』および当協会所定の『事業計画書』の添付が必要です。 ②借換を行う既存の借入残高に新たな融資を上乗せして借換を行うことも可能です。 ③自治体融資制度を利用する場合は、その定めによります。 ④原則として責任共有制度の対象となる保証(80%保証)を責任共有制度の対象外となる保証(100%保証)で借り換えることはできません。																																																																												

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。